

「施策・事業の見直し（試案）」について各局・区とのオープン議論

平成24年4月18日（水）

大阪市役所 本庁舎屋上（P1）階会議室

「太陽光発電普及促進事業」

（事務局） それでは次の議論に移ります。

太陽光発電普及促進事業です。最初に改革PTから見直しの趣旨説明をいたします。

（改革PT） 太陽光発電普及促進事業ですが、国の太陽光発電補助事業に合わせまして本市独自の補助制度を立ち上げておりました。現在、24年度については凍結中ということでございます。制度といたしましては1キロワット当たり7万円、上限でいきますと住宅で28万円、事業所で140万円を補助する制度でございます。

見直しの考え方ですけれども、太陽光発電、国のほうで制度が設けられまして、普及が図られておりますので、市の制度としてはもう不要ではないかということで廃止を提言させていただいているところでございます。

以上でございます。

（事務局） 続きまして、試案に対する所管局の見解表明を願います。

（環境局） 今、ちょっと説明ございましたというか、いただいているペーパーの中で、この普及促進事業について、いわゆる促進する制度が国で設けられているということ踏まえて廃止とされてるんですけれども、今、御案内のように我々はいわゆるもう原発に約半分頼ってる関西電力に対して、国以上に相当突っ込んだ提案をしていくということで、脱原発であるとか、再生可能エネルギーの飛躍的な導入、そういうふうな積極的導入が不可欠なときに、国があるから市がなくてもいいん違うかということについては、ちょっとやや我々も異議があるというのか、そういう考えでおります。

ただ、この制度について平成21年から3年間やってきたんですけれども、導入量が例えば大阪府や全国の平均と、この資料に出てますけれども、約3倍の伸び率でございますとか、システムの価格、太陽パネル等含めた価格が10%以上低下をするなど、やはり大きな効果はあったと思っております。

また、平成23年度は市内の中小企業72%、請負をされるなど、あわせて、関西、特に大阪のいわゆるモジュールメーカーの製品が利活用されてるという意味では相当大き

な効果があったと考えております。

一方で、国の制度が一つは、我々もこれを結論で申し上げれば、もう一定の役割終えたと判断をしてるんですけれども、それが一つは国の制度が見直されたということで、価格をより安価に誘導する方向への改正がされたということ、それと引き続きいわゆる余剰電力の買い取り価格が42円で維持されるということになりましたことから、結果としてこの発電システム設置に必要な初期投資の回収期間を短縮できるということになって、もともと平成21年度に補助制度をお願いしたときについては、やはり17、18年程度という回収期間だったんですけれども、今、国が補助制度を見直した、いわゆる改正をしたということと、余剰電力の買い取り価格が維持されたということで、15年を下回るということになりましたので、そういう意味ではこの役割的には終えたものと思っております。

ただ、これは今日の議論ではないでしょうけれども、先ほど申し上げましたようにいろいろエネルギー情勢を踏まえると、今、提案をし、エネルギー戦略会議で議論してる、エネルギーをつくり出すことはもとよりですけれども、議論ありましたように、キロワットをキロワットアワーの感覚にもういわゆる振り向けていくということ言えば、エネルギーをどない蓄えるのか、省エネと蓄エネをいかに連携させるということとありますとか、需要の抑制のための省エネの施策ですとか、やはりエネルギー施策について改めて24年度予算で議論をしたいと思ってるんですけれども、そのときには補助にこだわるというそういうことじゃなしに、先ほど議論ありましたように、新たなインセンティブについて、努力、成果が生かされるようなインセンティブ制度みたいなものをしっかりと今後も議論をして御提案もしたいと思っておりますので、その折にはまたよろしくお願いをしたいと思っております。

したがって、長々としゃべりましたけれども、結論は同じ方向かなと思っております。
(改革PT) ですから見直し理由のところ、やはり今の大阪市の施策の方向性とか、そういうものに沿った形でどういうふうに説明していくかということについて、またいろいろお知恵をいただきたいなと思います。

(環境局) わかりました、よろしくお願ひします。

(橋下市長) これは導入量の%というのは前年比ですか。いや、違いますよね。

(環境局) 平成6年から17年度の。

(橋下市長) 平均値。

(環境局) 12年間の平均をとった値に対する割合。

(橋下市長) 割合ということですか。

(環境局) ということでございます。

(橋下市長) 府も融資制度つくりましたので、さっき言ったように何かキャッシュ入れ込むんじゃなくて、規制の部分で、府のときにいろいろ容積率をボーナス与えられないのかという話をして、いや、容積率ふやすと、また消費電力が増えるんで、オフィスビルなんかだと。だからどうなんだ、こうなんだというところで、ちょっともう話がそこで途中で切れてますので、インセンティブの与え方はキャッシュじゃなくても何か違うやり方で、行政は規制権限持つてる以上、何かそういうのでできないのかなと思うんですけどね。

(環境局) エネルギー戦略会議でも、今後、その辺、詰めた議論をしていくということに、一定、株主提案の内容が固まりましたので、次の舞台へ今、移りかけてますので、そんな中でインセンティブ制度等については議論したいと思ってます。またよろしくをお願いします。

(事務局) それでは議論を終わります。

(環境局) 済みません、1点だけ意見だけ言わせてもらっても、よろしければ申し上げたいんですけども、屋内プールなんですけれども、先日、ゆとり局との関係で議論ございまして、いわゆる24分の9ということのをベースにしつつ民営化という。私ども意見は、すべて民営化でどうかということで局の意見としては上げさせていただいたんですけども、確かに私ども、いわゆる焼却工場の地元還元施設という形で、此花、西淀川、住之江という、そういうプールを建設をして運営をしてると。10万人ぐらいの方が利用されてる、高齢者が約4割ぐらいということで、そういう意味では全体24館とは変わらないんですけども、やはりその運営費なんか見てますと、利用者1人当たりの市税投入額で言うたら500円、受益者負担率も50%にとどまっているという現状を考えたら、それと、うちのこの3施設の周辺にもやはり民間のそういうフィットネス系ですとか、そういうプールを持ってるところがやはりできてきて、実際にサービスも上げて運営してるということを考えると、プールの場合は1区1館というよりも、私どもは民営化という考えのほうがいいんじゃないかなという、これも我々の局としてはそういう考えを持っています。スポーツセンターは非常に大きいですから、それを実際、民間でどう運営するかということ、現実的なもので考えるとあれなんで

すけれども、プールについては市税投入額が約1人当たり500円、実際に大人の人は700円かけますから、プール入るのに1,200円使ってるのと一緒にですので、それも民間とほとんど変わらない状態ですから、そういう意味では、確かにいろいろ議論はあると思うんですけども、我々としてはちょっとそういうふうな思いを持って資料として上げさせていただいた。結論は民営化ということですから、今回、今日はもうペーパー上げてないんですけども、少し中で議論したことだけ意見として申し上げさせてもらいます。

(改革PT) 我々もプール自体を廃止するという事じゃなくて、大阪市が運営するプールとして廃止するという事ですので、どの施設が廃止されるかどうかというのはありますけども、廃止された施設が民営化、あるいは民間売却という形で運営されるということに関してまでというつもりは全然ございません。

ただ、ゆとりとみどり局との話では、恐らく民間は買わんだろうということがありましたんで、むしろそういうふうな施設があれば、残すのか、市営のプールとしては廃止するのかという、そこでまず分かれるんでしょうけども、売却できて民営化できるものであればそのほうがいいかなと思ってます。

(環境局) 実際、この3館、うちが今、所管してる3館もいわゆる複合型になってますので、現実的にここのプール部分だけを売却するというのは余り現実的じゃありませんので、結局のところ運営を民間に任す、あるいは賃貸ということに、存続する場合はそういう格好になってくるかなと思うんですけどもね。ちょっと民営化の議論と1区1館という、ダブルスタンダードみたいな感覚もするので、それはちょっと気にはなってるんですけど。

(改革PT) ダブルスタンダード。

(環境局) いわゆる民でできることは民にということ言えば、プールは一定、もう民でできるんじゃないかなと、これはもう我々の感覚なんですけれども、したがって、すべて民で、むしろスポーツセンターなんかは公で実際考えてあげないと、現実的に民間で運営できないん違うかなという、これはごめんなさい、感覚的な議論も入れますので混乱させて申しわけないんですけども、意見としてということで。

(改革PT) また少し話がややこしくなるかもわかりませんが、基本的には基準として我々は新しい基礎自治単位で1館と考えてまして、これはゆとりとみどり局とのやりとりでも申し上げたんですけども、区長さんが政策というか、施策として、

うちの区はスポーツセンターなしでプール2つがいいんだということもありでしょうし、その逆もありだということと、その際に、局長おっしゃっていただいているように、要は民営で運営してもらえるんだということではいけるのであれば、それでワンカウントされるかどうかは区長さんの判断なのかなと思ってます。そういう考え方ということで御理解いただきたい。

(環境局) わかりました。そういうことであればわかりました。

(橋下市長) それ、ごめんなさい、局長、要はつぶさずに民営化にしてほしいということですよ、廃止にせずにとということですか。

(環境局) いえ、そういうことではなしに、一つはちょっと資料見ただけですから、今、谷川室長の話聞いてわかったんですけども、資料見た限りでは1区1館、確実に公で残すという、公で面倒見るといふ、直営でやるという感覚で受けとめたので、それであればすべて民でいいのと違うかということをおし上げたんですけども。

(橋下市長) プールについて。

(改革PT) ですから公で残すということではなくて、公で残すのもありだということ、局長は民間でできることは民間ということであれば、プールは直営でやる必要ないだろうというお考えのもとで少し疑問をお持ちになったと、そういうことですね。

(環境局) そうです、はい。